

健感発 1002 第 1 号
子母発 1002 第 1 号
平成 30 年 10 月 2 日

埼	玉	県
千	葉	県
東	京	都
神	奈	川
愛	知	県
埼玉	県内保健所設置	市
千葉	県内保健所設置	市
東京	都内保健所設置	市
神奈川	県内保健所設置	市
愛知	県内保健所設置	市
特	別	区

衛生主管部（局）長 殿
母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

風しんの届出数の増加が認められる 5 都県における
産科医療機関と連携した風しん対策について（協力依頼）

感染症対策及び母子保健の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の風しんの届出数の増加については、すでに別添 1 の「風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）」（平成 30 年 8 月 14 日付健感発 0814 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、都道府県等の衛生主管部（局）長宛てに、風しんに対する一層の対策の実施をお願いしたところです。

現在、特に、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び愛知県（以下「5 都県」という。）において、風しんの届出数の増加が続いています。平成 30 年 9 月 27 日に開催された厚生科学審議会感染症部会の議論を踏まえ、特に先天性風しん症候群（CRS）を防ぐ観点から、5 都県において下記の対策の実施を協力依頼することといたしました。つきましては、貴管内の市区町村に周知して頂くとともに、医療機関等の貴管内関係者へ周知するとともに、風しんに対する一層の対策の実施をお願いします。

なお、別添2のとおり、本日、日本産婦人科医会に対し同趣旨の通知を発出していることを申し添えます。

記

- 1 管内の産科医療機関と連携し、以下の事項に取り組むこと。
 - (1) 産科医療機関において、妊娠判定検査の際等、医師が妊娠の徴候を確認した場合、胎児の生存の確認前であっても医師等から妊娠の徴候を有する者及びその同居家族に対し、風しんに対する注意喚起を行うこと。貴自治体において無料の抗体検査事業等を実施している場合には、当該事業等を活用しつつ、抗体検査を受けるよう、併せて周知すること。
 - (2) 自治体の担当窓口において、妊婦から妊娠届出書の提出を受ける際又は母子健康手帳を交付する際に、妊婦が風しんの抗体検査を受けることの重要性や、風しんの抗体価が低い場合に備え、妊婦の同居家族が抗体検査を実施すること及び必要に応じて予防接種を受けることの重要性を妊婦に対して伝えるよう徹底すること。貴自治体において無料の抗体検査事業等を実施している場合には、当該事業等を活用しつつ、抗体検査を受けるよう、併せて周知すること。
 - (3) 産科医療機関において、妊婦健診の際に実施する風しんの抗体検査の結果、妊婦の抗体価が低いことが分かった場合には、次回の妊婦健診まで待たず、受診の機会を設ける等により、速やかに抗体価が低かった旨の伝達を行うなど、早期の注意喚起のための工夫をすること。
 - (4) 妊娠を希望する女性が不妊治療等のために産科医療機関を受診した際には、当該医療機関において、当該者及びその同居家族に対し、妊婦が症状を伴う感染を起こした場合、出生児が先天性風しん症候群になる可能性が妊娠1ヶ月目で50%以上あることを明確に伝え、その上で抗体検査と必要に応じて予防接種を受けるよう、説明すること。また、貴自治体において無料の抗体検査事業等を実施している場合には、当該事業等を活用しつつ、抗体検査を受けるよう、併せて周知すること。

別添1：風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）（自治体衛生主管部局長宛て）（平成30年8月14日付通知）

別添2：風しんの届出数の増加が認められる5都県における産科医療機関と連携した風しん対策について（協力依頼）（日本産婦人科医会宛て）（平成30年10月2日付通知）

健感発 0814 第 3 号
平成 30 年 8 月 14 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）

現在、例年と比較し、関東地方で風しんの届出数が大幅に増加しております。この時期は、多くの人の往来が見込まれることから、今後、全国的に感染が拡大する可能性があります。具体的には、第 30 週から第 31 週まで（7 月 23 日から 8 月 5 日まで）に 38 例の風しんの届け出があり、多くは 30 代から 50 代の男性が占めていました。30 代から 50 代の男性においては、風しんの抗体価が低い方が 2 割程度存在していることが分かっています。

貴職におかれては、下記の点に留意の上、特に妊婦を守る観点から、診療に関わる医療関係者、これまで風しんにかかっていない者、風しんの予防接種を受けていない者及び妊娠を希望する女性等への注意喚起等、風しんに対する一層の対策の実施をお願いします。

記

- 1 発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、風しんにかかっている可能性を念頭に置き、最近の海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、風しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、風しんを意識した診療を行うよう周知すること。
- 2 特に 30 代から 50 代の男性のうち、明らかに風しんにかかったことがある、風しんの予防接種を受けたことがある又は風しんに対する抗体が陽性であると確認ができている者を除いた者に対して、任意で風しんの予防接種を受けることについて、検討いただくよう、周知を図ること。
- 3 妊婦への感染を防止するため、特に
 - ① 妊婦の夫、子ども及びその他の同居家族
 - ② 10 代後半から 40 代の女性（特に妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い者）のうち、明らかに風しんにかかったことがある、風しんの予防接種を受けたことがある又は風しんに対する抗体が陽性であると確認ができている者を除いた者に対して、任意で風しんの予防接種を受けることについて、検討いただくよう、周知を図ること。

参考 1：感染症発生動向調査（IDWR）（平成 30 年 8 月 8 日時点）（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/rubella/2018pdf/rube18-31.pdf>

参考 2：風しんとは（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/

健感発 1002 第 2 号
子母発 1002 第 2 号
平成 30 年 10 月 2 日

公益社団法人 日本産婦人科医会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課長
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

風しんの届出数の増加が認められる 5 都県における
産科医療機関と連携した風しん対策について（協力依頼）

感染症対策及び母子保健の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の風しんの届出数の増加については、すでに別添 1 の「風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）」（平成 30 年 8 月 14 日付健感発 0814 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、都道府県等の衛生主管部（局）長宛てに、風しんに対する一層の対策の実施をお願いしたところです。

現在、特に、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び愛知県（以下「5 都県」という。）において、風しんの届出数の増加が続いています。平成 30 年 9 月 27 日に開催された厚生科学審議会感染症部会の議論を踏まえ、特に先天性風しん症候群（CRS）を防ぐ観点から、5 都県において下記の対策の実施を協力依頼することといたしました。つきましては、貴会会員へ周知するとともに、風しんに対する一層の対策の実施をお願いします。なお、別添 2 のとおり、本日、上記 5 都県の自治体に対し同趣旨の通知を発出していることを申し添えます。

記

- 1 貴会会員と当該会員の所属する自治体とで連携し、以下の事項に取り組むこと。
 - (1) 妊娠判定検査の際等、医師が妊娠の徴候を確認した場合、胎児の生存の確認前であっても医師等から妊娠の徴候を有する者及びその同居家族に対し、風しんに対する注意喚起を行うこと。貴会員の所属する自治体において無料の抗体検査事業等を実施している場合には、当該事業等を活用しつつ、抗体検査を受けるよう、併せて周知すること。

- (2) 妊婦健診の際に実施する風しんの抗体検査の結果、妊婦の抗体価が低いことが分かった場合には、次回の妊婦健診まで待たず、受診の機会を設ける等により、速やかに抗体価が低かった旨の伝達を行うなど、早期の注意喚起のための工夫をすること。
 - (3) 妊娠を希望する女性が不妊治療等のために産科医療機関を受診した際には、当該医療機関において、当該者及びその同居家族に対し、妊婦が症状を伴う感染を起こした場合、出生児が先天性風しん症候群になる可能性が妊娠1ヶ月目で50%以上あることを明確に伝え、その上で抗体検査と必要に応じて予防接種を受けるよう、説明すること。貴会員の所属する自治体において無料の抗体検査事業等を実施している場合には、当該事業等を活用しつつ、抗体検査を受けるよう、併せて周知すること。
- 2 各自治体において以下の事項に取り組むよう依頼しているため、貴会の会員にも周知されたい。

自治体の担当窓口において、妊婦が妊娠届出書を提出する際又は母子健康手帳を受け取る際に、妊婦が風しんの抗体検査を受けることの重要性や、風しんの抗体価が低い場合に備え、妊婦の同居家族が抗体検査を実施すること及び必要に応じて予防接種を受けることの重要性を妊婦に対して伝えるよう徹底すること。貴会員の所属する自治体において無料の抗体検査事業等を実施している場合には、当該事業等を活用しつつ、抗体検査を受けるよう、併せて周知すること。

別添1：風しんの届出数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）（自治体衛生主管部局長宛て）（平成30年8月14日付通知）

別添2：風しんの届出数の増加が認められる5都県における産科医療機関と連携した風しん対策について（協力依頼）（自治体衛生主管部局長、母子保健主管部局長宛て）（平成30年10月2日付通知）